

様式第 1 号（第 7 条関係）

常陸太田市放射線量測定器貸出申請書

年 月 日

常陸太田市長 殿

申請者（法人その他の団体にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

電話番号
(携帯電話)

常陸太田市放射線量測定器貸出要項第 7 条第 1 項の規定により，別紙注意事項に承諾し，次のとおり放射線量測定器の貸出しを申請します。

使 用 場 所	所 在 地	常陸太田市
	測定場所	
貸 出 日	年 月 日	
本 人 確 認 書 類	本人であることを確認できる書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ） ☐ 法人又は団体として申請する場合は，上記に加えて，市内に 事務所を有することを証明できる書類（ ）	
備 考		

※ 職員記載欄

機 器 番 号	_____ 番	受 付 印
貸 出 時 動 作 確 認	☐ 正常 ☐ 異常あり	
貸 出 時 間	: 担当者（ ）	

別 紙

放射線測定器使用に関する注意事項

- 1 借受及び返却の際は、職員の立会いのもと、放射線量測定器（以下「測定器」という。）が正常に作動するか確認すること。
- 2 測定器は、原則として事前に予約した者に貸し出すものとする。予約者の委任を受けて測定器を受領する場合は、申請書の備考欄にその旨を記載するとともに、返却までの責任を有するものとする。
- 3 申請書の電話番号は、携帯電話等の連絡が取れる電話番号を記入すること。
- 4 測定器は、精密機器であることから、慎重かつ丁寧な取扱いに努めること。
- 5 測定器を、第三者に譲渡し、又は転貸等をすることを禁ずる。
- 6 測定器を、営利目的の活動等に使用することを禁ずる。
- 7 測定器は、 γ （ガンマ）線の空間線量を測定する機器であるため、食品、水及び土壌等の測定はできない。よって、機器の故障の原因となることから、食品、水及び土壌等に接触させないこと。
- 8 返却時間を厳守すること。
- 9 測定器の貸出しを受けた日から起算して30日を経過しなければ、再度、測定器の予約又は貸出しを受けることができない。